

6. 分野別方針

本町におけるまちづくりの将来像を実現するため、都市計画区域を中心として、都市計画の主な分野別に次のようなまちづくりを進めていきます。

（１）土地利用の方針

①都市的土地利用と自然的土地利用の配置方針

本町の都市計画区域は、JR 常陸大子駅やその近傍の国道 118 号沿道などを中心とした、町域の約 1.7%であり、町域の大部分が都市計画区域外となっています。本町は、奥久慈の自然（山地や丘陵地の山林、河川、農地など）とまとまりある都市（市街地など）のほどよいバランス具合が地域の特性・魅力であることから、今後とも自然と都市の配置状況を維持していきます。

また、山林や河川等の大子らしい非常に良好な自然環境を維持・保全する観点から、空き地や耕作放棄地が荒れ地化することや、人口減少により空き家が増加するなどの地域の荒廃が懸念されるため、「大子町空き家等対策計画」に基づき、近年増加する空き家の解消や有効活用を図るとともに、学校等の公共施設の統廃合によって生じる跡地や町有地、企業などが所有する一団の未利用地など、都市的土地利用が可能で、有効に活用すべき既存ストック※¹の利用を促進します。

土地利用の混在や良好な景観の阻害、水資源への影響等が危惧されるなど、本町の非常に良好な自然環境を保全する観点から、望ましくない土地利用を抑制することが重要であるため、無秩序な土地利用や乱開発を抑制し、町民などが安全で安心して暮らせる環境の保全に努めます。



※1 【既存ストック】

集約的で効率的なまちづくりに活用すべき既存の土地や建築物などの遊休資源です。

都市計画区域の土地利用の方針

【現状】

本町ではこれまで区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）を行っていませんが、人口や産業の動向から市街地拡散の可能性が低く、また山地や丘陵地が多い特性から緑地や農地はおおむね保全が図られており、無秩序に市街化が進行する恐れは低い状況です。

【方針】

茨城県が定める「太子都市計画区域マスタープラン」との整合を図り、引き続き区域区分は定めず、建築・開発等の緩やかな立地誘導を促進していきます。

緩やかな立地誘導の仕組みとしては、用途地域の指定による建築物の適切な誘導を図りつつ、「太子町立地適正化計画」に基づき、「集約と連携のまちづくり」への取り組みなどによって、既存の社会インフラのストック(道路、公園、排水、各種公共公益施設等)の有効活用を優先し、各種誘導施策を講じることで、市街地の魅力を高めることを基本とします。

既存の市街地との関係で、一体の都市として整備・開発または、保全する必要性が生じた際には、都市計画区域の変更などを検討します。

都市計画区域外の土地利用の方針

【現状】

奥久慈県立自然公園区域に指定され、非常に良好な自然環境を有する八溝山系の山地や丘陵地であり、農林業を営んでいる良好な田園・丘陵地帯であるなど、本町を特徴付けている非常に重要な地域資源です。

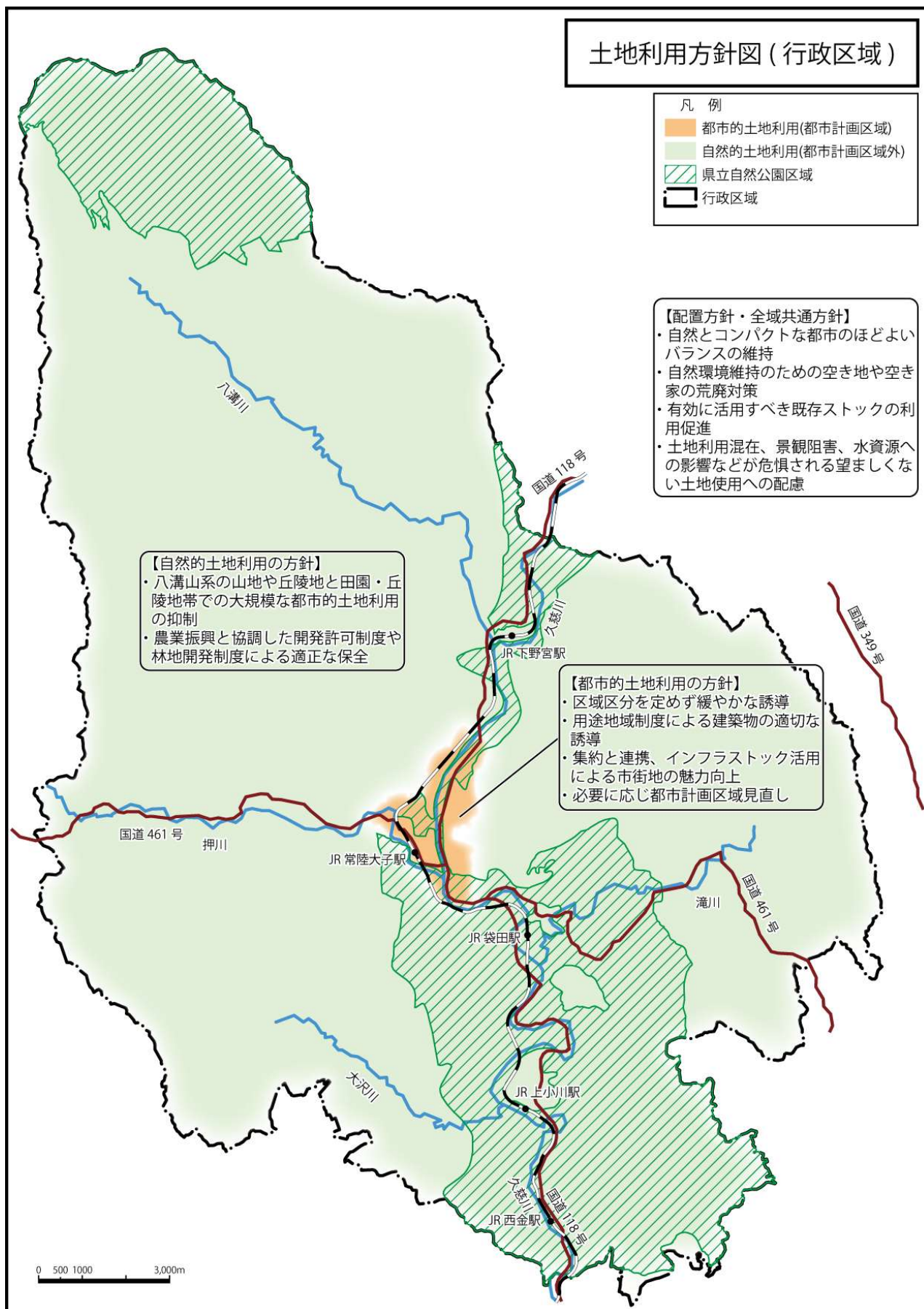
【方針】

大規模な都市的土地利用を抑制し、今後とも保全を図ることとします。

保全のための対策としては、農業振興地域制度などと歩調を合わせ、開発許可制度により大規模開発^{※1}が適正に行われるよう誘導することや、地域森林計画対象民有林の開発について林地開発許可制度^{※1}により適正化を図ることとします。

※1 【開発許可制度と林地開発許可制度】

開発許可制度及び林地開発許可制度はいずれも 10,000 m²以上の場合（都市計画区域外の場合）に適用されます。



②市街地の配置と土地利用の方針

都市計画区域の中で、都市的土地利用や建築・開発を促す一団の市街地である用途地域は、JR常陸大子駅周辺と国道 118 号沿道の 2 箇所に配置します。

また、市街地外（用途地域外）の地域において、都市構造に影響を与える新たな幹線道路の整備や拠点的な施設の立地などを契機として、都市的土地利用を規制・誘導する必要性が生じた際は、都市基盤施設の整備、建築・開発の進展状況、各種都市機能の立地状況や需要等を踏まえながら、必要性を明確にし、適切なタイミングで用途地域の拡大や新たな区域での設定を検討します。

なお、新たに用途地域の指定を検討する際には、集団的な優良農地や土地改良事業を行った農地、自然環境形成の観点から保全すべき地区、災害防止の観点から市街化を抑制すべき区域などとの整合性について、関係部署等と協議を行い、具体的な区域を検討します。

市街地（用途地域）における土地利用に関し、「大子町立地適正化計画」では都市機能誘導区域を次のように定めています。

常陸大子駅周辺地区の特性や将来像

公共交通利便性や既に集積された医療、商業、金融、行政等の施設の立地を生かし、都市としての魅力を高めるほか、地形的に安全な場所への子育て施設の集積を生かして「高齢者等バリアフリー対応型生活拠点」及び「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・本町の中心市街地として、商店や銀行、病院などが集積し、店舗や住宅等のストックが豊富
- ・文化福祉会館、子育て支援センターなど公共公益施設が立地
- ・商業系を中心とした用途地域
- ・鉄道や路線バスなど公共交通利便性が高い
- ・だいて小学校と大子幼稚園の周辺は微高地に位置し、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

国道 118 号沿道地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性を生かし、本町の都市的发展を牽引するような「商業・サービス拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・国道 118 号沿道であり自動車による交通利便性が高い
- ・道の駅をはじめ、沿道立地型の商業サービス施設が集積
- ・警察署や消防署等の公共施設が立地
- ・住居系の用途地域が指定

大子中学校周辺地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性や地形的な安全性を生かして、「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・大子中学校が立地（2025 年（令和 7 年）4 月に全ての中学校を大子中学校へ統合）
- ・市街地内の微高地に位置し安全性が高く、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

本計画では、「大子町立地適正化計画」の方針を踏まえ、市街地における主要な用途毎の配置方針や市街地像、土地利用方針など（地域別将来像）を次のとおりとします。

商業・サービス系市街地

- ・配置方針：駅や広域幹線道路などの交通利便性が高く、商業・サービス施設などが集積している場所に配置する
- ・位置や区域：JR 常陸大子駅周辺の中心市街地、国道 118 号の沿道付近
- ・市街地像：市街地や郊外に居住する町民が公共交通や幹線道路によって訪れることができ、各種施設が集積する利便性の高い市街地を目指すとともに、特に駅周辺では歴史的建築物の集積を生かした落ち着いたあるまじみの整備を目指す

住居系市街地

- ・配置方針：商業・サービス系市街地周辺や各種交通が充実した生活利便性が高い場所に配置する
- ・位置や区域：JR 常陸大子駅周辺の中心市街地周辺、国道 118 号の主に東側付近
- ・市街地像：商業・サービス施設などが近距離に立地し、徒歩や自転車などの日常的な移動手段をメインとして暮らせるまとまりある居住地を目指すとともに、生活道路や公園・広場、河川・排水施設などの整備により、利便性と安全・安心があるまちを目指す

その他市街地

- ・配置方針：教育・文化・交流・防災などの町民の日常生活や来訪者などの滞在を支える各種施設の立地を誘導する場所に配置する
- ・位置や区域：道の駅奥久慈だいで、(仮称)まちなか防災スクエア、大子中学校付近の学校、公民館、コミュニティセンターなどの公共公益施設が集積する場所
- ・市街地像：町民をはじめとして来訪者を含めた双方にとって魅力の高い施設を軸状や一団で集約的に立地、または複数の施設を一体的に統合し、利便性や活力・賑わいの相乗効果を生み出すことを目指す

③市街地外における拠点の配置方針

現在の市街地（用途地域）外において特定の都市機能や施設を立地・集積するため、「大子町立地適正化計画」において“準都市機能誘導区域”と定めた拠点については、本計画において新たに“都市機能誘導区域”として位置付け、都市機能誘導施設の集積を中心に適切な土地利用を維持・誘導していくこととし、適宜、立地適正化計画の見直しを行います。

また、後述する構想路線である（仮）北関東北部横断道路と本町内の広域幹線道路などが交差・連結する場所付近において、広域交通結節点機能を生かした新たな市街地などの拠点形成を検討します。詳細については、関係する自治体や機関と調整を図り、構想路線の計画内容（ルート、構造、接続方法、接続位置など）を検討し、これを踏まえて具体化を図ることします。

なお、これらの拠点においては、後述のように必要に応じて用途地域や特定用途制限地域、地区計画、町の条例などの多様な制度を活用した計画的なまちづくりを進めることを検討します。

役場周辺地区

- ・役割：町役場や町営研修センターなどの公共公益施設が集積する行政サービス拠点
- ・特性：JR 常陸大子駅から約 1300m 程度の位置にあり、市街地と民間路線バスなどで連絡平坦な微高地に位置しており、水害や土砂災害に対する安全性が高い
大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所、指定緊急避難場所など）

保健センター周辺地区

- ・役割：大子町保健センターや茨城県大子合同庁舎などの公共公益施設が集積する行政サービス拠点
- ・特性：JR 常陸大子駅から約 680m 程度の位置にあり、押川を挟んで市街地に隣接旧国道 461 号に面しており、周辺には店舗や事業所、住宅等が比較的多く立地

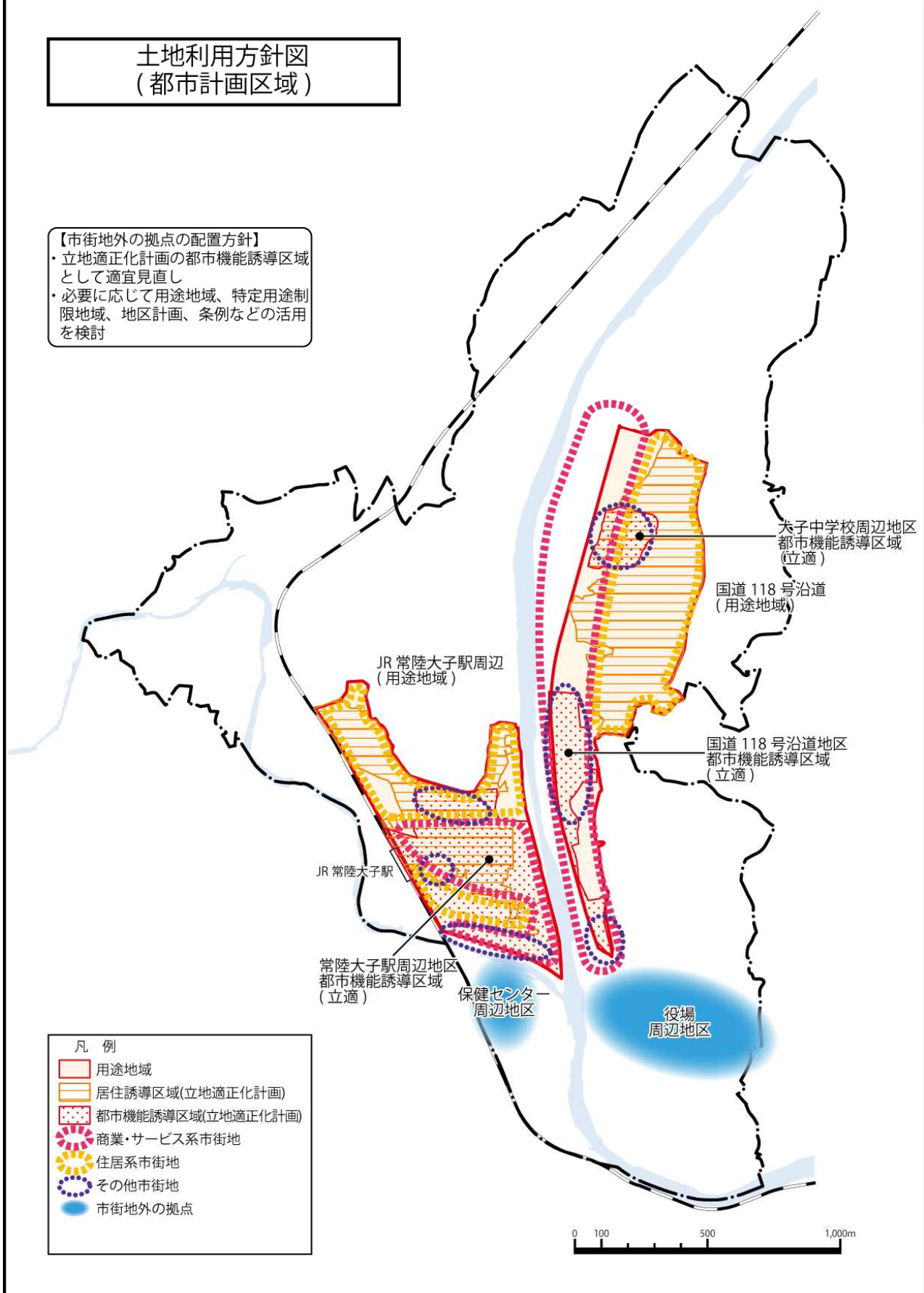
（仮称）北関東北部横断道路結節点地区

- ・役割：本町の新たな広域交通結節点として複合機能を有する拠点
- ・特性：町内の広域幹線道路などが接続する交通結節点
広域的な交通利便性を生かして産業、交流、余暇、居住をはじめとする多様で複合的な機能を誘導する場

土地利用方針図 (都市計画区域)

【市街地外の拠点の配置方針】

- ・立地適正化計画の都市機能誘導区域として適宜見直し
- ・必要に応じて用途地域、特定用途制限地域、地区計画、条例などの活用を検討



④都市計画区域外の拠点や主要な集落地の配置方針

本町の都市計画区域は、行政区域のごく一部のみに設定されており、町民の大部分（約 7 割）は都市計画区域外で生活を営んでいる点が特徴です。このため都市計画区域外の 8 地区の生活圏域（黒沢地区、佐原地区、宮川地区、依上地区、袋田地区、生瀬地区、上小川地区、下小川地区）において生活利便施設の維持を図ることで地域住民の生活利便性を支えます。

このため、「大子町立地適正化計画」の方針を踏まえ、都市計画区域外の地域においても、医療、社会福祉、教育、子育て支援等の地域住民にとって身近で日常生活に必要な都市機能や居住機能が既に集積している地域で各種機能のストックを活用した日常生活を維持するため、本町独自（任意区域）の「地域生活拠点」として、各種施設や交通等の日常生活機能の維持を図ります。

なお、「大子町立地適正化計画」を見直す際には、国が定める正式な「地域生活拠点」としての位置付けを行うことを必要に応じて検討します。

また、都市計画区域外の拠点などのうち、都市的土地利用や市街化の可能性が高まりつつある場所については、都市化動向や土地需要を踏まえながら、必要に応じて都市計画区域の拡大(追加)や準都市計画区域の新規指定などを検討します。

地域生活拠点

●地域生活拠点（郊外型）

合併前の旧町村の拠点や鉄道駅周辺などの一定の拠点性を有し、都市計画区域からやや離れた場所

【まちづくりの方針】

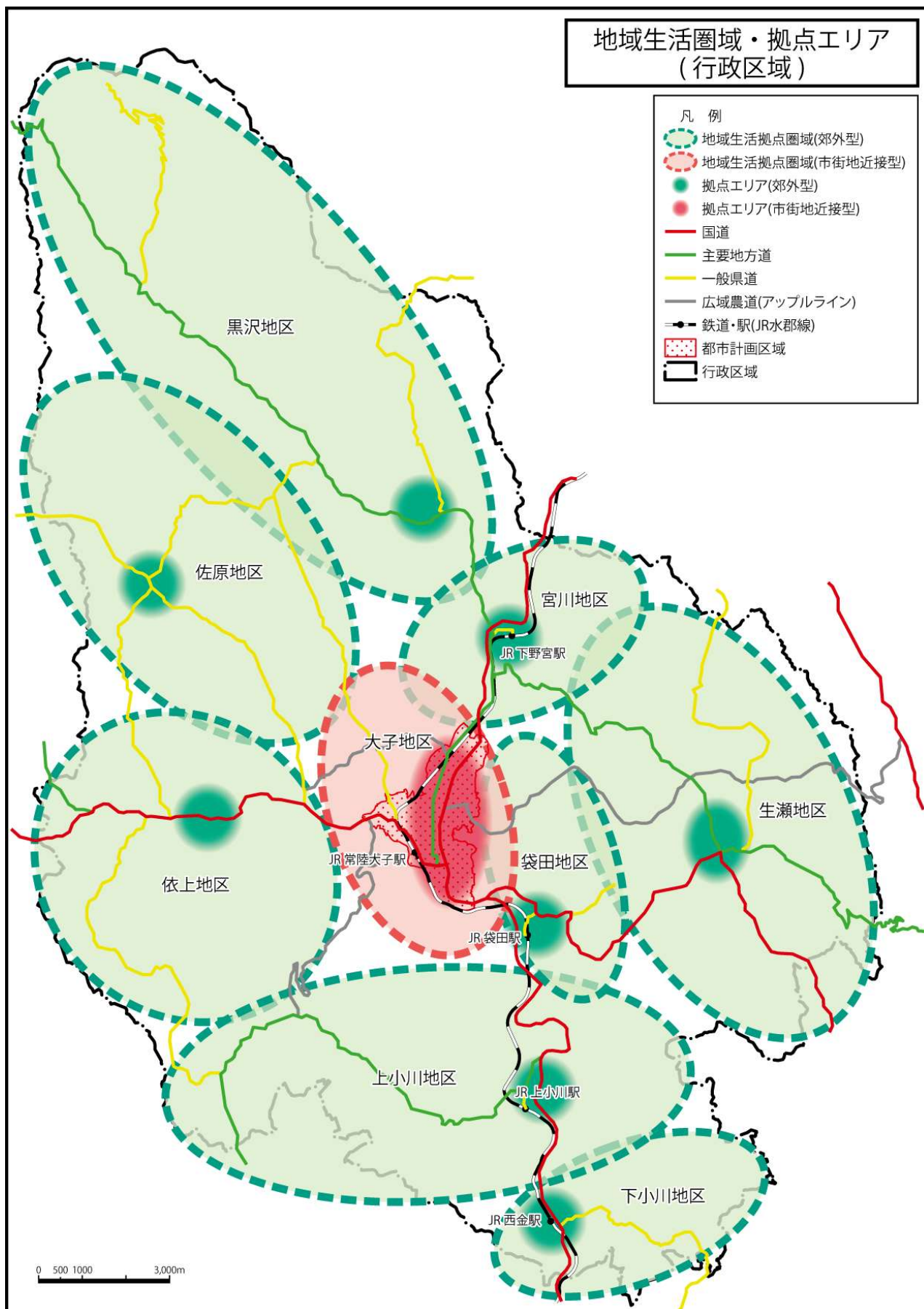
- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設）を維持
- ・JR 常陸大子駅をメインの交通結節点とし、その他の各駅を副次的な交通結節点として、バスやデマンドタクシー等の多様な交通手段を組み合わせることにより町内各所から最寄り駅までのアクセスを確保し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上

●地域生活拠点（市街地近接型）

市街地に近接し、幹線道路等も含めて各種都市機能が充実しており、一定の利便性が保たれている場所（将来予定含む）

【まちづくりの方針】

- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に各種施設や日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設のほか、国道の交通利便性を生かした沿道利用型の商業・サービス施設）を維持
- ・既存の公共施設や民間企業などの一団性のある土地や施設のストックを有効活用（リユース）し、地域住民の利便性向上、地域活力の維持や活性化を促進
- ・本町の主要拠点である JR 常陸大子駅周辺や国道 118 号沿道の商業地との近接性を生かし、それらの拠点へのアクセスを確保することで、利便性を維持し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上



(2) 道路・交通の方針

本町の道路については、道路が果たすべき役割に応じて 3 種類に区分し、都市計画に定める都市計画道路のほか主要な道路を配置します。いずれの路線についても、未供用区間の供用をはじめ、未整備路線・区間の整備を促進し、安全・円滑な交通を確保します。

また、本町の道路のうち JR 常陸大子駅周辺の市街地や、教育施設や高齢者が多く利用する施設の周辺で歩行者などが多い区間、商店街の中心となっている道路などにおいては、歩行者や自転車のほか車いすや電動カートなどが安全で円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から歩行空間などの確保に努めます。

さらに、市街地などの宅地集積地のうち、道路が狭あいである地区においては、火災発生時の延焼防止や避難路の確保を進める観点、さらに歩いて暮らせるまちづくりの観点、観光・レクリエーション面での散策路の観点などから、市民と行政の協働により既存の狭あい道路や路地の整備を検討します。

そのほか、高齢者や子ども等の交通弱者の移動を補完するため、JR 水郡線や民間路線バスの利用を促すほか、デマンド型コミュニティバス(乗合タクシー)の充実を目指します。

なお、自動運転や ITS^{※1}をはじめとする ICT 技術への対応などについては、各種状況の変化を見ながら、本計画の改定時に適宜、反映していきます。

① 広域幹線道路の配置と整備の方針

広域幹線道路は、本県及び周辺都県間を連絡するほか、本県内の主要都市間、さらに本町と周辺都市を連絡するなど、広域的な交通を処理する道路です。多種多様な交通が円滑に移動する役割を担うほか、本町の観光・レクリエーション地域の性格を踏まえ、地域間交流の促進の役割を担うこととし、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、国道 2 路線（国道 118 号、国道 461 号）、主要地方道 5 路線（13 大子黒羽線、22 北茨城大子線、28 大子那須線、32 大子美和線、33 常陸太田大子線）が該当します。



② 都市幹線道路の配置と整備の方針

都市幹線道路は、主に本町内の連絡を主としつつ、広域幹線道路を補完して周辺都市と連絡する道路です。町民の日常的な移動を処理するとともに、本町などでの経済・産業活動に関わる人や物資の移動を処理することを主な役割とし、町内各所の住民が市街地（用途地域）や各種拠点などを利用するためのアクセス道路であり、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、一般県道 7 路線（159 上野宮下金沢線、160 梨野沢大子線、195 下関河内小生瀬線、196 石井大子線、205 須賀川大子線、248 八溝山公園線、322 諸沢西金停車場線）、主要町道が該当します。

※1 【ITS（高度道路交通システム）】

最先端の ICT を活用して人・道路・車を一体のシステムとして構築するもので、高度な道路利用、ドライバーや歩行者の安全性、輸送効率及び快適性の飛躍的向上の実現、また交通事故や渋滞、環境問題、エネルギー問題等の様々な社会問題の解決を図るとされています。

③市街地幹線道路の配置と整備の方針

市街地幹線道路は、都市計画区域や市街地（用途地域）における生活や産業などの都市活動を支える道路です。市街地の地域住民や企業・事業所などに関わる日常的な移動を処理することを主な役割とするほか、市街地に集まる公共交通を支え、さらに市街化促進の役割を担うこととし、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、都市計画道路 4 路線、一般県道 5 路線（一般県道諸沢西金停車場線、上小川停車場線、袋田停車場四度ノ滝線、常陸大子停車場線、下野宮停車場線）、主要町道が該当します。



④長期未着手の都市計画道路の配置と整備の方針

都市計画道路のうち、当初決定から長期間(おおむね 20 年)を経過して未整備区間を有する路線(長期未着手路線)については、当初決定以降の社会経済情勢の変化を踏まえると、その必要性に変化が生じ、実態にそぐわない状況となっている可能性もあります。

このため本町では、2016 年（平成 28 年）に見直しを行い、一部の都市計画道路を変更・廃止していることから、残る都市計画道路（4 路線）のうち、未整備区間がある 2 路線の整備を推進していくこととします。

なお、今後の社会情勢や地域情勢の変化を踏まえ、都市計画道路を取り巻く各種地域情勢が当初決定以降に変化が生じているか、将来の交通量の減少が予想されるかなど、都市計画道路としての必要性が低下する可能性がある場合には、「茨城県都市計画道路再検討指針」などを踏まえ、都市計画道路としての必要性、事業の支障となる要因等を検証することにより、都市計画道路としてのあり方を再検討することとします。

⑤公共交通の利用の方針

JR 水郡線、路線バスについては、公共交通サービスの維持・確保を図るための公共交通政策のマスタープランである「大子町地域公共交通計画」や、その具体的なアクションプランである「大子町地域公共交通再編計画」との整合を図り、利用状況や地域のニーズを踏まえて適切に再編を検討するなど、町民が利用しやすく持続可能な交通網を構築します。

本町では人口減少に伴って民間路線バスの統廃合や減便などが進む可能性があるため、公共交通に関するニーズや時代の変化に対応し、その代替手段の確保に努めて公共交通サービスの転換を図り、町民などの利便性を維持します。このため、少子高齢化の進行を踏まえ、高齢者等の交通弱者の移動を補完するとともに、来訪者の観光ニーズに対応した、デマンド交通の「AI 乗合タクシーたくまる」の利用を促進します。さらに、JR 常陸大子駅を起点として運用するカーシェアリングの利用を促進します。



⑥乗り継ぎ結節点の配置と整備の方針

JR 常陸大子駅ほか鉄道駅は、鉄道とバス、自家用車、自転車などの多様な交通の結節点として、円滑な乗り換えを支えるため、駅前広場などの拡充を検討します。また、観光・レクリエーションなどの来訪者の玄関口でもあることから、地域情報の発信のための設備や大子町をアピールするシンボルの配置などを行うほか、空き家や空き地など既存ストックを活用した交流や滞在のための場の整備などによる多様な人の交流による賑わいの場づくりを目指します。



道の駅奥久慈だいは、道路利用者のための休憩機能、道路や地域の情報を提供する施設としてのデジタルサイネージなどの情報発信機能、道の駅を接点に活力ある地域づくりを行う地域連携機能の 3 つの機能を基本としながら、地域とともに作る個性豊かな賑わいの場を創出することとします。さらに、防災道の駅として、大規模自然災害発生時の広域的な防災拠点の役割を担うため、発災時のための救援活動の拠点機能、緊急物資などの基地機能、復旧・復興活動の拠点機能などのハード対策を講じるほか、BCP（事業継続計画）※1 策定や防災訓練などのソフト対策により、地域の復旧・復興の拠点としていきます。



※1 【BCP（事業継続計画）】

企業などの組織が自然災害などの緊急事態に遭遇した際、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画です。

⑦サイクルネットワークの配置と整備の方針

本県は、起伏に富んだ山々をはじめ、河川や湖沼、海岸線などの風光明媚な自然環境や特色ある地域資源が豊富にあることから、つくば霞ヶ浦りんりんロードでの取組を全県的なサイクルツーリズムに活かしていくことで、新たな観光創生につなげていくため、全県的なサイクルーリズムを推進しています。



本町には、県内最高峰・八溝山の山頂や里山の風景を巡るチャレンジルートであり、奥久慈の山々と久慈川が織りなす美しい景観を楽しめるルートとして「奥久慈里山ヒルクライムルート」があるため、サイクルツーリズムによる地域活性化を目指して積極的な発信を行います。

また、町民の手軽な移動手段として自転車を活用するため、鉄道駅や生活利便施設などが集積する地区において、これらの施設を連絡する路線についても、自転車通行環境の整備を図ることとします。

⑧その他の構想路線の配置と具体化の方針

本町を取り巻く広域的な交通課題として、高規格幹線道路へのアクセス性が低く、山地や丘陵地に囲まれ、交通利便性に潜在的な課題があるため、本町及び周辺地域において周遊観光や産業交流など広域的な地域連携を促進し、災害時の円滑かつ確実な避難・救急・救援活動などの実施に役立てる広域的な幹線道路の整備が期待されています。

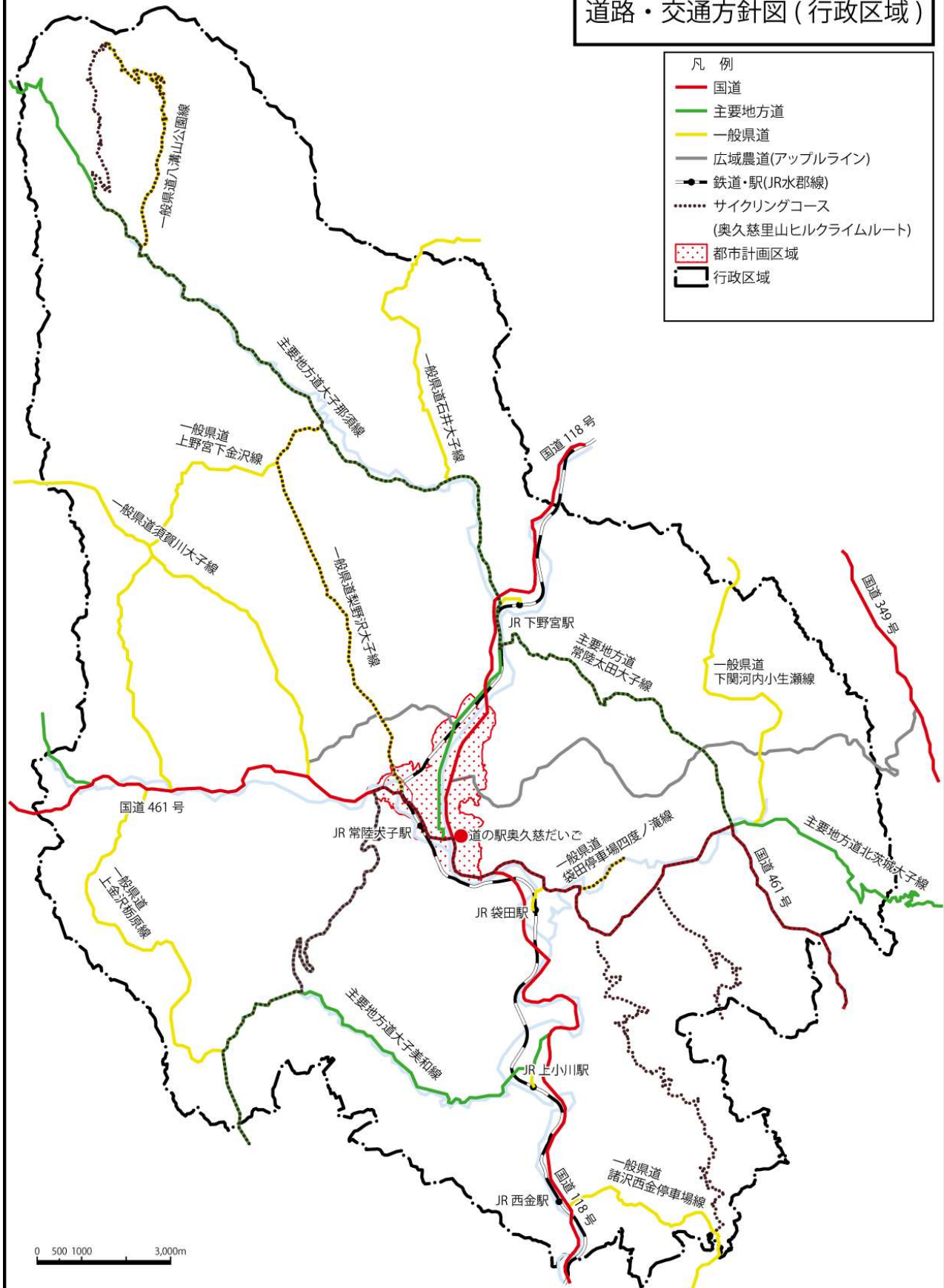
このため、本町ほか茨城県の県北地域 3 市（日立市、常陸太田市、高萩市）と栃木県の北東地域 5 市町（大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町）が連携し、両地域を東西に結ぶ「(仮)北関東北部横断道路」の具体化を目指します。

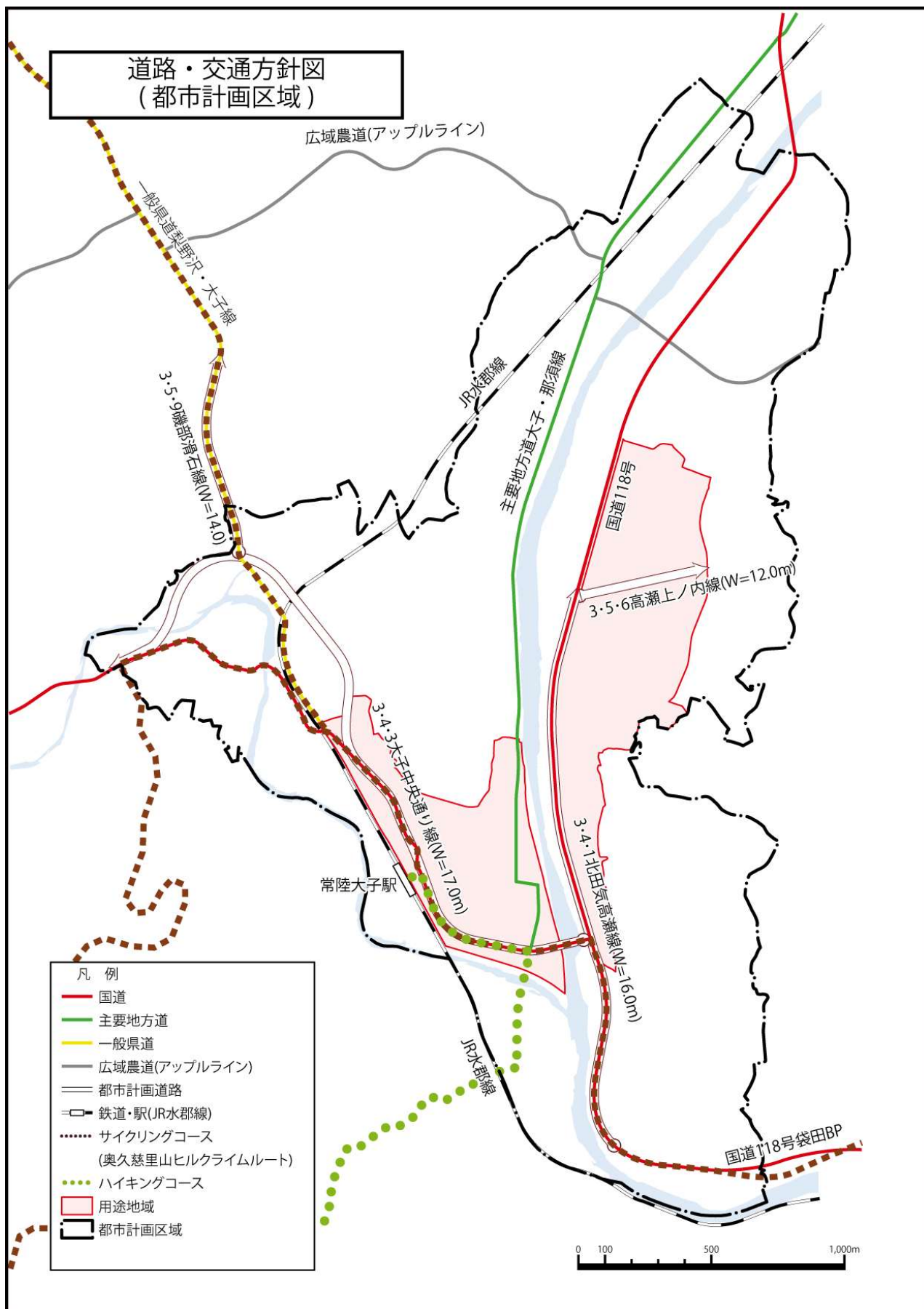
また、本町の新たな南北軸となり、国道 118 号を補完する(仮)水戸・郡山広域都市圏連絡道路や(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路の具体化を目指します。

さらに、茨城港常陸那珂港区などと本県北部地域を連絡し、地域活性化を支援する茨城北部幹線道路の広域的道路計画の具体化を図ります。

道路・交通方針図(行政区域)

- 凡 例
- 国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 広域農道(アップルライン)
 - 鉄道・駅(JR水郡線)
 - サイクリングコース
(奥久慈里山ヒルクライムルート)
 - 都市計画区域
 - 行政区域





(3) 公園・緑地の方針

本町の公園・緑地に関わる自然などの特性としては、八溝山や男体山などを中心とする奥久慈県立自然公園の山地や丘陵地に囲まれ、久慈川や八溝川を中心とする水系で構成される地勢が特性となっています。この特性を生かして緑と水の自然環境を保全しつつ、都市がほどよく調和するまちづくりを基本方針とします。

都市公園などの施設緑地については、既存施設の維持・管理を進めるほか、新たな配置を検討する際には、自然環境や歴史的資源などとの関わりに配慮し、良好な自然環境などの保全・活用を図るとともに、町民が日常的に利用しやすいよう市街地などの人口集積地を中心として配置することや、災害発生時の一時避難などにも留意して計画することとします。

また、法律や条例などに基づく制度による地域制緑地^{※1}については、本町では指定がありませんが、これに類する緑地である奥久慈県立自然公園^{※2}や花瓶山自然環境保全地域^{※3}については、自然環境や風致景観などに大きな影響を及ぼす行為を制限することにより、良好な自然環境の保全に努めます。

なお、これらの公園・緑地の適切な維持管理については、今後の効率的な行政運営の観点に加えて、町民や来訪者などの多様な人との関わりで、協働による維持管理活動なども検討します。

①都市公園の配置と整備の方針

本町には、都市公園法に基づく都市公園は、大子広域公園（都市計画決定面積 61.0ha）があり、今後とも適切に維持・管理を行うこととします。

また、多目的温泉プール（フォレスパ大子）やオートキャンプ場（グリーンヴィラ）などがあり、来訪者向けの観光・レクリエーションの性格が強い公園でもあることから、来訪者の多様なニーズの変化を踏まえつつ、適宜、公園機能を見直し、設備のリニューアルや更新などを検討することとします。



※1 【地域制緑地】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域、都市計画法に定める風致地区、森林法に定める保安林区域など、法律や条例などに基づく制度によって位置や区域を指定して保全などを行う緑地です。

※2 【県立自然公園】

本県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として県条例で定めたものです。

※3 【自然環境保全地域】

本生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として県条例で定めたものです。（高山性植生・亜高山性植生や優れた天然林、地形・地質が特異、特異な自然現象が生じている土地、動植物を含む自然環境が優れた海岸・湖沼・湿原・河川、植物自生地や野生動物生息地など）

②その他の公園等の配置と整備の方針

本町のその他の公園などとしては、奥久慈憩いの森、奥久慈茶の里公園があるほか、運動施設として大子町立リフレッシュセンター、大子町営グラウンド（大子町営下野宮グラウンド）、大子町営体育館（大子町営下野宮体育館、大子町立柔剣道場）などがあります。これらの施設については、設置・管理者などの関係機関と連携し、利用者のニーズを踏まえつつ、効率的で効果的な維持・管理を行うこととします。



このうち代表的な公園である奥久慈憩いの森については、森林学習館や林業研修センター、アスレチックや野鳥観察施設、キャンプ場、さらに森林浴の森として日本 100 選のひとつに選ばれたウォーキングコースがあり、豊かな自然とのふれあいの場として、今後も適切に維持・管理を行います。

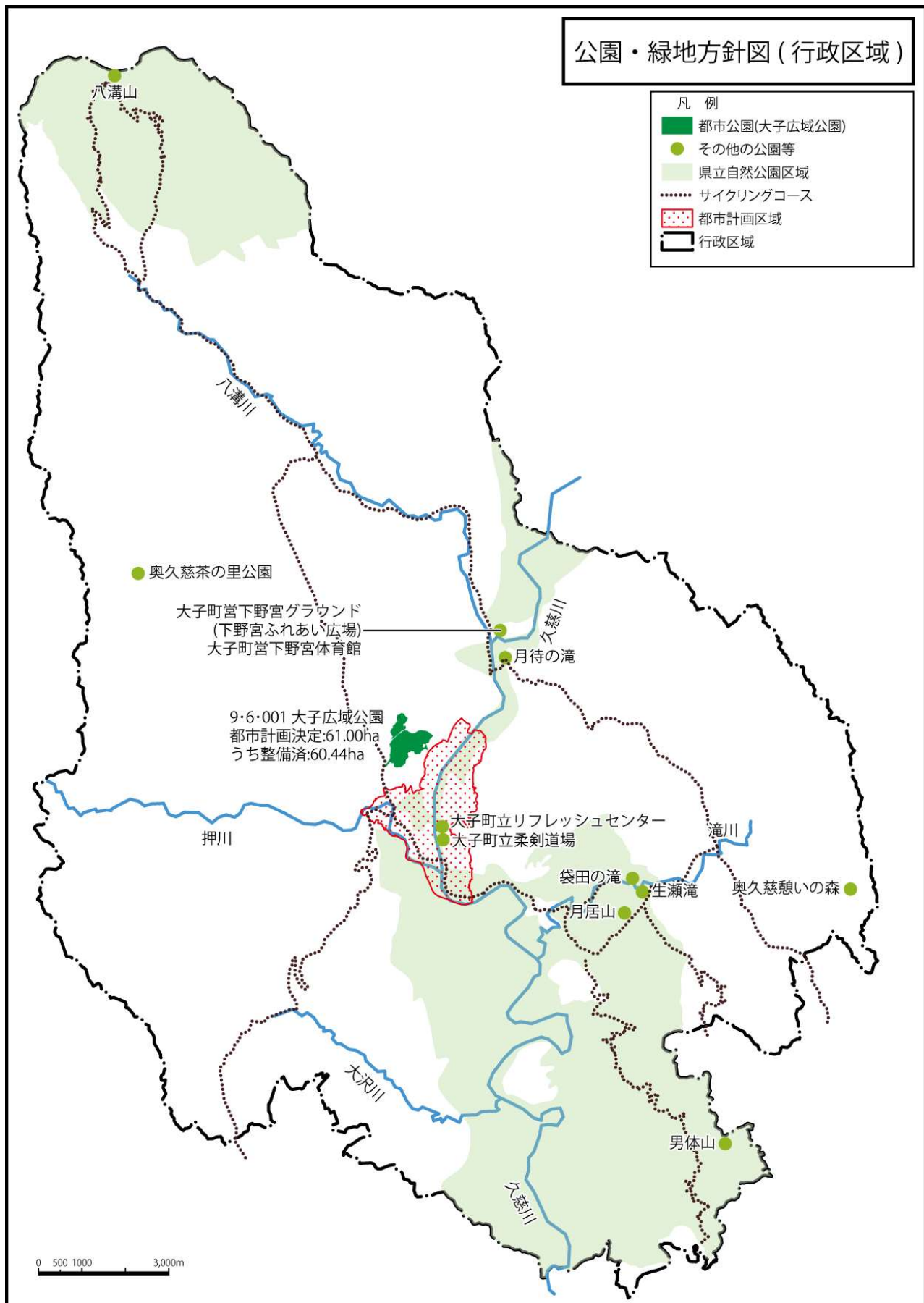
また、奥久慈茶の里公園については、本格的な茶室や茶畑が広がる公園で、奥久慈茶の体験や購入の施設、和紙人形の美術館などがあり、奥久慈の豊かな自然が体感できる施設として、今後も適切に維持・管理を行います。

③緑のネットワークの配置と整備の方針

豊かな自然の環境保全、動植物の営みなどの生態系、火災の延焼防止や自然災害時の避難などの防災など、緑の持つ機能をより効果的に発揮させるためには、緑の連続性（ネットワーク）が重要です。このため、本町及び周辺地域にある公園・緑地、自然環境の保全地、観光・レクリエーション施設などの拠点を、山地・丘陵地、河川・水路、散策路・サイクリングロード・ハイキングロードなどの軸によってネットワーク化していくこととします。

本町における骨格的な緑のネットワークは、八溝山や男体山などの連なる緑系の軸と久慈川や八溝川などの水系の軸を主要な軸に、これらに繋がる山地や中小河川の軸や道路や散策路などの人の軸を補助的な軸として、これらを有機的に連携させることとします。





(4) 河川・排水の方針

① 河川の配置と整備の方針

本町全域は、八溝川、押川、滝川、大沢川などの支川やその他の中小河川も含めて一級河川久慈川の流域となっており、代表的な河川の整備はおおむね進みつつありますが、令和元年東日本台風において甚大な被害が発生した久慈川水系の一部では、引き続き治水対策に取り組めます。



具体的な取り組みとしては、国土交通省をはじめとする関係機関が連携し、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」と整合を図り、多重防御治水の推進や減災の推進のため、久慈川の河道掘削や堤防整備等の治水対策を中心に、ハード整備とソフト施策の効果的な組み合わせにより地域の安全性を高めます。

また、河川は、釣りやキャンプなどのアクティビティ面や、袋田の滝をはじめとする景観面での観光・レクリエーションの重要な資源でもあるため、安全性を高める治水面に加えてレジャーでの利水面にも配慮し、良好な自然環境を保全することや、親水性を高めることなどにも取り組むこととします。

さらに、河川が有する生物生息空間や良好な景観の機能や役割を活用し、安全安心な治水への取り組みなどに役立てるグリーンインフラとして、ハード・ソフト両面での取り組みを図ります。

② 排水の配置と整備の方針

市街地などの人口や産業などが集積する地域における排水については、降雨時などに速やかに雨水を排除する雨水排水と各家庭の生活雑排水や事業所からの排水を処理する污水排水があり、それぞれ以下のような方針とします。

雨水排水については、宅地化が進んでいる市街地においては、農地や山林などと異なって地下浸透が進みにくいことから、降雨時には道路側溝や水路を経て短時間で河川に放流する必要があります。このため、市街地のうち比較的高低差が少ない JR 常陸大子駅周辺の市街地においては、雨水による浸水防除を図るための施設整備を計画的に進めるため、令和 6 年 3 月に改定した「大子町公共下水道事業計画」に基づき、排水施設など（管渠や雨水吐口、雨水ポンプ場や雨水調整池など）の整備を推進します。

なお、都市計画決定している都市下水路については、各種状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

污水排水については、生活排水ベストプランなどにより快適で衛生的な市民生活の実現や久慈川水系の各河川の水質浄化を図るため、合併処理浄化槽の積極的な整備を行います。

河川・排水方針図 (都市計画区域)

【污水排水の整備方針】

- ・生活排水ベストプランを踏まえた合併処理浄化槽の整備推進

【雨水排水の整備方針】

- ・道路側溝や水路を経て久慈川に放流

一級河川久慈川

一級河川押川

【雨水排水の整備方針】

- ・「大子町公共下水道事業計画」に基づき排水施設などの整備を推進
- ・排水施設、道路側溝や水路を経て久慈川や押川に放流

【河川の整備方針】

- ・久慈川緊急治水対策プロジェクトの推進(多重防御治水や減災の推進)
- ・アクティビティや景観の資源としてレジャーでの利水面にも配慮(自然環境保全や親水性向上)
- ・生物生息空間や良好な景観を活用したグリーンインフラとしての取り組み

凡 例

- 用途地域
- 河川の整備等(久慈川、押川)
- 市街地の雨水排水(概念)

0 100 500 1,000m

(5) その他の都市施設の方針

その他の都市施設としては、町民の健康的で衛生的な日常生活を支え、良好な自然環境を維持するため、ごみ処理場、し尿処理場、火葬場を配置し、当面は現在の施設を維持しつつ、設備の老朽化などの状況を踏まえながら、適宜、更新を行っていきます。

なお、本町においては、いずれの施設も大子町単独で運営（一部業務の民間委託含む）していますが、今後の効率的な行政運営の観点からは、施設・設備の長寿命化を検討するほか、周辺自治体との連携も念頭に置くこととします。

①ごみ処理場の配置などの方針

ごみ処理については、都市計画区域外に位置する大子町環境センターにおいて集約的に処理することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。

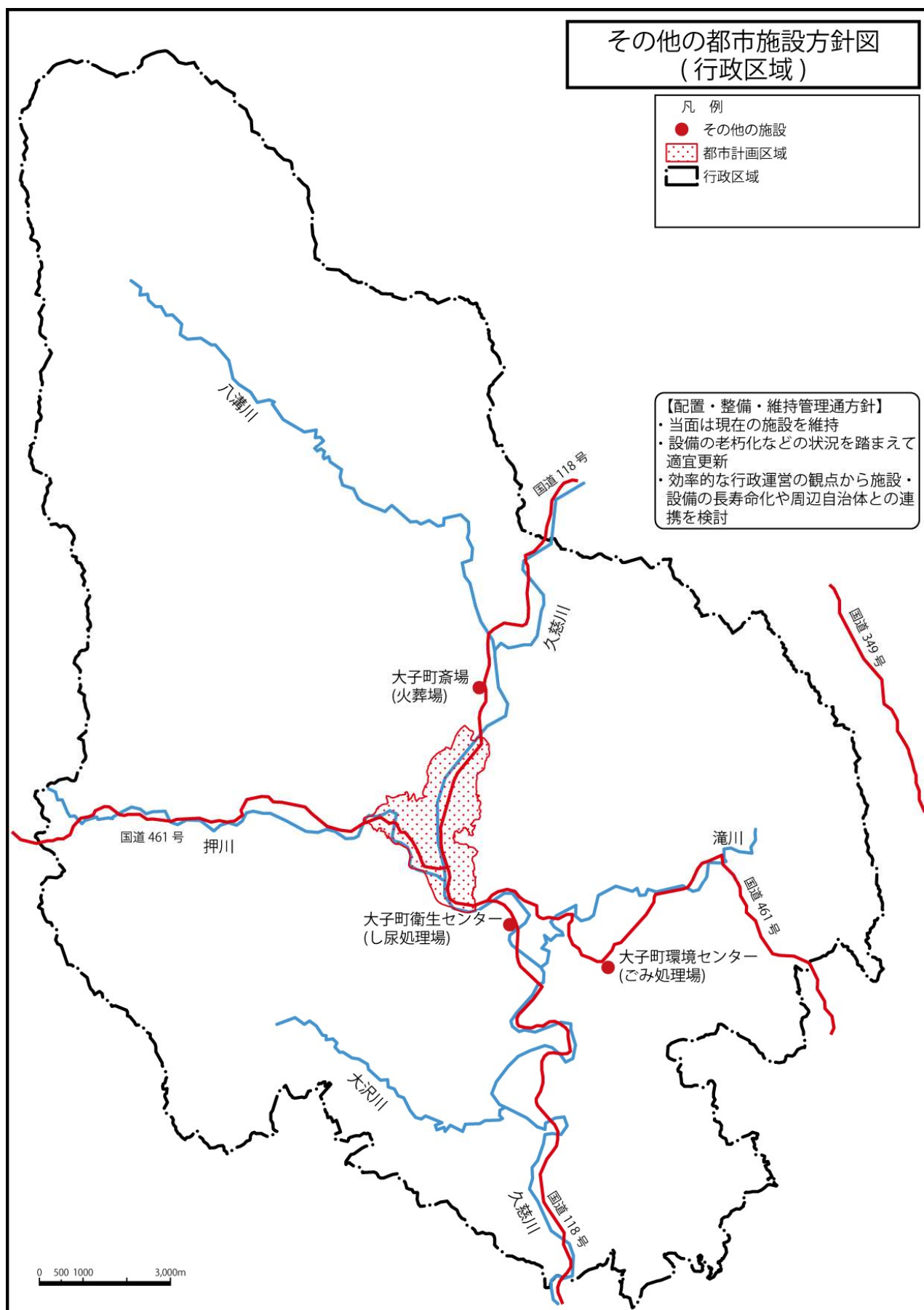
②し尿処理場の配置などの方針

し尿処理については、都市計画区域外に位置する大子町衛生センターにおいて集約的に処理することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。

③火葬場の配置などの方針

火葬場については、都市計画区域外に位置する大子町斎場において集約的に対応することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。





(6) 地区計画の方針

地区計画制度^{※1}は、市街地や市街地に準じる拠点地区などにおいて、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付ける手法であり、本町では地区の良好な都市環境を整備・維持するために定めることとします。

① 大子駅前地区（既決定）の配置などの方針

本町がこれまで定めている地区計画区域である大子駅前地区においては、地域住民にとって日常生活の利便性が高い生活拠点としての役割と、まちなか観光拠点の役割を担うことで、生活者と来訪者の交流による活性化を図るため、生活・観光・交流を柱としたまちづくりにより、中心市街地の活性化を進めることとします。

具体的には、地域資源を生かしたまちの魅力づくりのため、板倉のまちなみや歴史的建造物、まちなかに多く残る路地や町堀など、昔ながらのまちの雰囲気を生かし、大子らしい魅力的なまちなみ景観を形成し、歩いて楽しめる回遊できるまちづくりを進めるため、建築物の用途の制限や建築物の形態又は意匠の制限、地区施設（道路 6 路線）を定め、引き続き維持を図ります。



※1 【地区計画制度】

「目標」や「方針」を定めることで、地区に関わる人たちがまちの将来像を目標として共有し、この実現のための方針に基づいてまちづくりを進めるほか、「地区整備計画」で道路・公園などの位置や建築物などのルールを定めるものです。

②その他の地区（将来計画）の配置などの方針

拠点施設が立地しているなど都市的土地利用が進んでいることにより、施設周辺において土地利用の混在などの恐れがある地区においては、地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度^{※1}などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討し、計画的な土地利用の推進を図ります。

いずれの地区についても、立地適正化計画を見直す際には、必要に応じて「都市機能誘導区域」としての位置付けを行うことを検討します。

役場周辺地区の方針

【現状】

用途地域外（白地地域）ではあるものの、町役場や町営研修センターなどの公共公益施設が立地しており、行政サービス拠点となっていることから、「大子町立地適正化計画」において「準都市機能誘導区域」と位置付けています。

【方針】

従来の機能を将来に渡って維持するため、前述のように地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討することとし、適宜、都市計画の位置付けを行うことを検討します。

保健センター周辺地区の方針

【現状】

役場周辺地区同様に用途地域外（白地地域）に大子町保健センターや茨城県大子合同庁舎などの公共公益施設が立地しており、行政サービス拠点となっていることから、「大子町立地適正化計画」において「準都市機能誘導区域」と位置付けています。

【方針】

従来の機能を将来に渡って維持するため、前述のように地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討することとし、適宜、都市計画の位置付けを行うことを検討します。

都市計画区域外の方針

【現状】

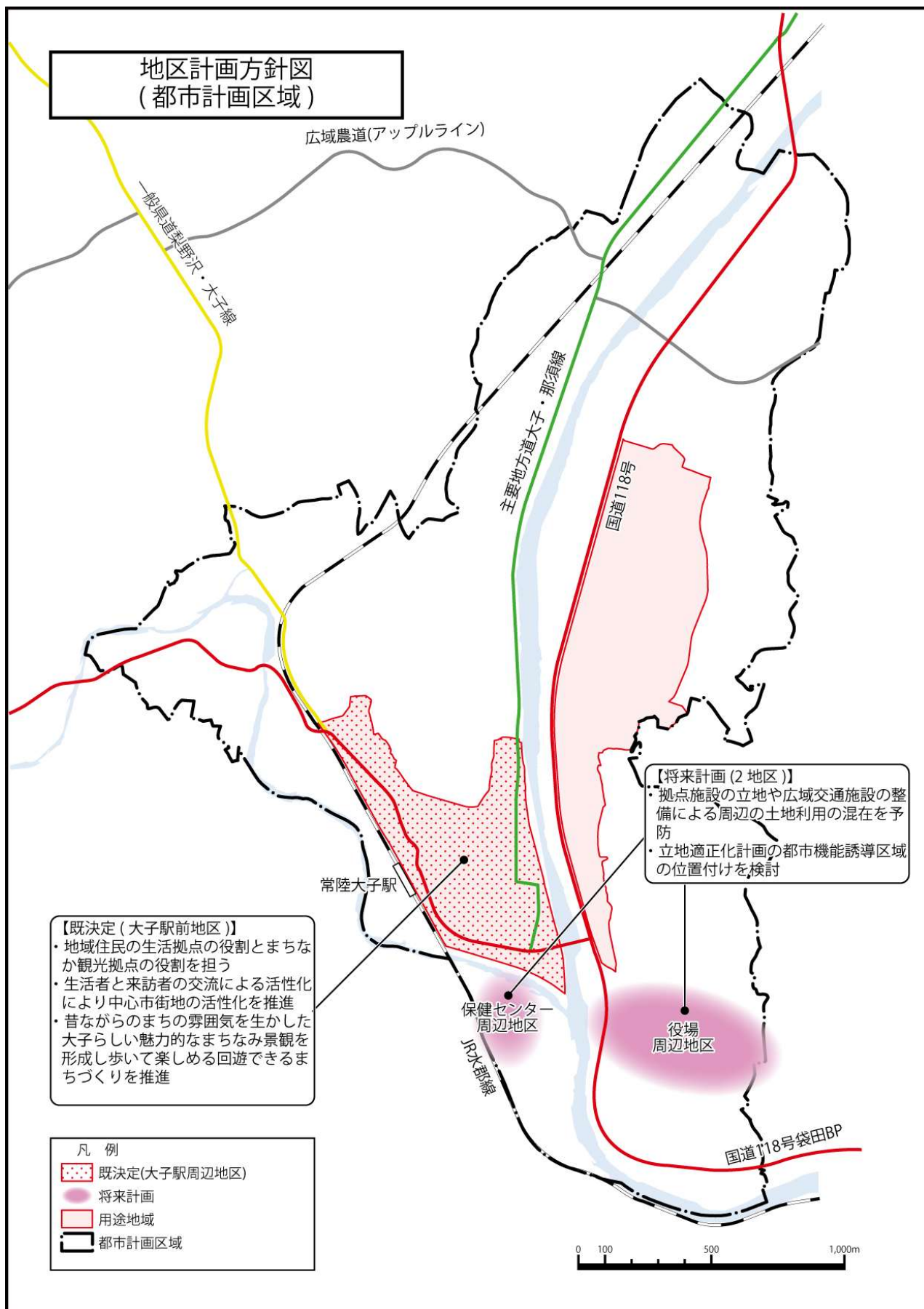
現在は都市計画区域外ではあるものの、北田気地区をはじめとして公共公益施設や事業所用地として一団の都市的土地利用が図られている地区があり、町民などの生活利便性や地域活力の維持に役立っています。

【方針】

既存施設の拡充や新たな施設の立地に際して、適切な土地利用の誘導と各種支援の拡充のため、必要に応じて都市計画区域の見直しとともに、地区計画制度、用途地域、特定用途制限地域制度などの都市計画の位置付けを行うことを検討します。

※1 【特定用途制限地域制度】

周辺環境に影響を与えるおそれのある建物の建築を制限するために範囲を限定して定めるものです。



(7) 都市景観の整備の方針

本町の都市景観の保全要素については、本町全体の個性的で良好な景観の骨格となっている八溝山系の山地や丘陵地の山岳景観と、久慈川水系の河川による清流景観を骨格に、川沿いの集落地や果樹園、水田等による山村集落景観、袋田の滝や月待の滝などの風光明媚な自然景観、神社仏閣や歴史的由来のある名所などの伝統的歴史景観、JR 常陸大子駅周辺の懐かしさやレトロ感のある街並みなどの都市景観について、景観資源の抽出・調査を基にして保全・活用を検討します。



そのほか、今後の少子高齢化により、集落や里山などの荒廃が進むことも懸念されるため、不法投棄の監視体制の強化、荒廃する山林や耕作放棄された農地などの環境美化などについて検討します。

(8) 安全・安心なまちづくりの取り組みの方針

①復興事前準備の取り組みの方針

今後、本町において大規模自然災害が発生した場合には、発災後に災害復旧に迅速に取り組むことが不可欠ですが、原状回復型の復旧・復興のみならず、よりよい総合的なまちづくりを効果的に推進する視点で、発災前からあらかじめ方針を明確にしておくことが重要です。

本町における復興事前準備の基本的な方針としては、本町が目指すまちづくりの将来像の実現に向けて、仮に大規模自然災害が発生した際に、大規模自然災害発生を契機としたよりよい復興まちづくりを目指すこととします。

具体的には、災害リスクの高い場所から災害リスクの低い場所への居住や各種都市機能の移転・集約を図るため、大子町立地適正化計画に定める居住誘導区域をはじめとして、集団移転等の受け皿となる面的市街地整備や都市基盤施設や宅地等の個別整備を地域特性に応じて選択して実施することとします。また、避難・救急救命・防災活動を支える道路や公園・緑地等の整備を図ります。そのほか、本町において想定される主な大規模自然災害として、地震、豪雨、水害、土砂災害、大規模火災など各種災害種別毎の方針を定めます。

さらに、復興まちづくりをより円滑に推進するため、発災前から町民への災害リスクの周知や将来的なまちづくりの方針となる本計画の周知を図ります。

なお、より具体的な復興まちづくりについては、今後、「事前復興計画」の策定により、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針等を検討し、総合的な復興まちづくりの計画とすることを検討します。

②地震災害への取り組みの方針

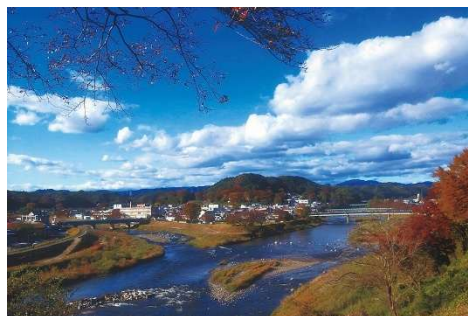
地震災害については、「太子町耐震改修促進計画」を踏まえ、それぞれの建築物の耐震診断結果を基にして、公共建築物並びに民間建築物の耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性の向上を図ります。

また、液状化による被害を軽減するため、液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集やデータベース化の充実に努めるとともに、宅地等における締固め、置換、固結等の有効な地盤改良の検討を促進するとともに、パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発を推進します。

③水害への取り組みの方針

河川等に関わる水害については、浸水想定区域などの水害の発生が危惧される河川・水路沿いの低地において河川・水路のハード面の整備を推進するほか、これらの地区における市街化や宅地化を抑制するよう周知・指導を行うなどのソフト面の対策を講じることとします。

また、内水氾濫が発生するおそれのある地域については、中小河川や水路等の排水設備、調整池等の雨水貯留施設等の整備を推進します。



そのほか、町民の迅速かつ適切な避難行動を促すため、避難路の整備、マイ・タイムラインの作成支援、ハザードマップ等によるリスクの周知、公共施設における避難マニュアルの作成及び民間施設における避難マニュアル作成の働きかけ、自主防災活動の支援など、ハード対策・ソフト対策ともに推進します。

④土砂災害への取り組みの方針

本町には、多くの山地や丘陵地があることを踏まえ、斜面の崩落が危惧される急傾斜地において法による位置付けや必要な整備を検討し、市街化や宅地化を抑制するよう周知・指導を行うほか、建築基準法に基づく災害危険区域^{※1}では、住宅の建築に関する災害防止上必要な制限を行います。

また、盛土造成地では、地滑り、崖崩れ、土砂流出などが懸念されるため、宅地造成及び特定盛土等規制法^{※2}に基づき情報周知を行うとともに、安全基準への適合、安全保持などを促進します。

⑤大規模火災への取り組みの方針

市街地などの宅地集積地のうち、建築物の密度が高く延焼の恐れがある地区においては、防火地域や準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化などを促進することで市街地の安全性を高めることとします。

また、JR 常陸太子駅周辺の市街地などの宅地集積地のうち、道路が狭あいである地区においては、火災発生時の延焼防止や避難路の確保を進める観点から、建築基準法に基づく道路幅員の確保（セツバック）を促進するため、町民と行政の協働により既存の狭あい道路の整備を検討します。

そのほか、これらの密集市街地などにおいては、災害発生時の避難地となる公園・緑地や公共空地などの確保、避難路となる幹線道路やまちなかにある路地などの整備を検討します。

※1 【災害危険区域】

建築基準法第 39 条に基づき、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で定めることで、災害防止上必要な住宅の建築に関する制限を行うものです。

※2 【宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土等規制法）】

危険な盛土等を規制するため、規制区域を定めて盛土等を許可制とし、盛土等の安全を保つことを定めたものです。本町では、全域が特定盛土等規制区域に、主要な市街地や集落地が宅地造成等工事規制区域に定められています。

⑥防犯への取り組みの方針

人口減少が進む本町では、人の目が行き届きにくくなる恐れがあるため、管理が十分でない土地や建物での各種の犯罪発生リスクがあることから、空き地や空き家の有効活用や各種の防犯対策を講じることで市街地の安全性を高めることとします。

(9) 持続可能なまちづくりの取り組みの方針

SDGs の考え方を踏まえ、持続可能なまちづくりのため、将来に渡って町民生活を支えるために必要な工夫や取り組みを行います。

①ライフラインの整備の方針

本町は、宅地などが全町的に分散しているとともに過疎化が進みつつあるため、上・下水道、電力、情報通信などのライフラインの維持・整備が非効率的になりやすい面があります。持続可能なまちづくりの観点から、市街地や都市的発展の可能性が高い拠点的な地区を重点・先行的に整備するなど、より効率的かつ効果的な維持・整備を行っていきます。

また、自治体における課題として、過疎化や少子高齢化による労働人口の減少が自治体の担い手不足や税収減につながる一方、社会的変化やニーズの多様化により、行政運営は多様化・繁忙化が進みつつある中で、これまでどおりに町民の日常生活における利便性を維持することが難しくなりつつあります。そこで、様々な DX 技術^{※1}を活用して、行政運営に関する業務の効率化を図ることが重要とされています。まちづくりの観点からは、行政運営のみならず、地域のあらゆる分野を総合的に DX 化するスマートシティ化に取り組むことで、地域社会全体の効率化や高度化を図り、町民生活の利便性の維持あるいは向上、さらには地域として的大子町の新しい価値の創出に繋げることが考えられます。本計画の策定を契機として、このように多面的なまちづくりに取り組むこととします。



※1 【DX 技術】

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、デジタル技術を活用し顧客や社会のニーズに応じて事業や組織等を変革していくことです。

②グリーンインフラへの取り組みの方針

本町におけるグリーンインフラ^{※1}への取り組みとして、非常に豊かな自然資源を生かしつつ、魅力ある里山景観を維持し、さらにこれらを通じて地球温暖化対策への貢献を行うこととします。

エネルギーを取り巻く状況は、厳しさを増していることを踏まえ、まちづくりの観点からは、緑の保全や環境負荷の少ないまちづくりを推進します。このため、町域の約 8 割を占める森林などの山岳地の保全をはじめとして、身近な緑である公園・緑地などの維持・整備、建築物や土木構造物の緑化などを推進します。

また、低炭素社会の実現に向けたまちづくりの観点から、本町が有する緑の財産である森林を生かし、J-クレジットなどの森林資源の二酸化炭素吸収量を経済価値に換算する取引を推進することや、グリーンファイナンスやサステナブルファイナンスなどの自然資源等を客観的に評価して商品化等を行う仕組みの適用や導入を検討するなど、緑と水資源を活用した環境対策を目指します。

さらに、住宅などの建築物の ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）^{※2}を支援することや、本町などにおける林業の振興及び地域産業の育成を通じた森林環境の維持・保護の観点から、県産材を使った住宅建設を支援します。

そのほか、環境負荷が比較的に少ない公共交通の利用を促進する視点から、「太子町地域公共交通計画」と整合を図りつつ、クリーンエネルギー自動車のカーシェアリングへの活用、自動運転をはじめとする先進的な技術の活用の検討、公共交通網を支える効率的で効果的な道路ネットワークの構築、利便性向上に役立つ乗り継ぎ結節点の整備などを図ります。

加えて、本町を特徴付けている自然資源である久慈川などの河川について、アユをはじめとする生物多様性の確保と、安全安心な治水対策の共存を図ります。



※1 【グリーンインフラ】

自然環境が有する機能を社会や地域の様々な課題解決に活用する考え方であり、ハード・ソフト両面での取り組みにより自然環境が有する多様な機能（生物生息空間確保、良好な景観形成、温暖化対策など）を活用して持続可能かつ魅力ある地域づくりを進めるものです。

※2 【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）】

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）でおおむねゼロ以下となる住宅のことです。

